

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十八年六月八日から平成二十八年十二月二十二日まで